

公 募 公 告（再度）

国立感染症研究所戸山庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、食堂を運営する方を公募します。

平成28年2月24日

国立感染症研究所長 倉根 一郎



1. 件 名

国立感染症研究所戸山庁舎における食堂運営業務

2. 公募方法

公募にあたっての国有財産使用料の入札金額は、年間使用料（消費税込）を入札書に記載して提出すること。

また、企画提案書及び付属書類も合わせて提出すること

3. 公募参加資格

- (1) 良質な商品、又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況、又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務遂行が確保される者であること。
- (5) トラブル等について速やかに対応できること。又、使用許可の目的を十分に理解して、確実に許可目的を履行できる者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (11) 暴力団又は暴力団員及び（7）から（10）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (12) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づく契約担当官等が定める一般競争参加者の資格として、次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険

- ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

（13）下記7の公募説明書の交付を受けた者であること。

（14）その他許可者が指示したことに対応すること。

4. 期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。

5. 場所

国立感染症研究所戸山庁舎 東京都新宿区戸山1-23-1

6. 国有財産の設置許可

業務を行う者は、国立感染症研究所長に対し使用許可の申請を行い、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた使用料を支払わなければならない。

7. 公募説明書の交付

（1）交付期間

平成28年3月2日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

（2）交付場所及び問い合わせ先

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

国立感染症研究所総務部会計課施設管理室施設係 担当：森竹

（3）交付方法

交付場所において直接交付する。

8. 入札書、企画提案書の提出方法

（1）提出期限

平成28年3月7日（月）必着

ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

（2）提出場所

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

国立感染症研究所総務部総務課福利係 担当：佐々木

（3）提出方法

提出場所に持参すること。（ただし、郵送の場合には提出期限の前日までに必着するよう送付し、かつ、受領の確認をすること。）

9. 選考方法

提出された入札書、企画提案書及び付属書類に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

ただし、決定業者に辞退又は失格があったときは、次点の者を候補者とする。

選考結果については、国立感染症研究所ホームページ上に公表するとともに、選定された候補者へ連絡する。

10. その他

（1）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

（2）提出された企画提案書は返却しない。

（3）企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

（4）提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することある。